

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

佐賀厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和23年3月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年2月の標準報酬月額については、400円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年3月31日から22年1月31日まで
② 昭和23年2月1日から同年3月1日まで

昭和21年3月にAを修了し、同月にB事業所に採用され、最初はB事業所C支部にて勤務し、昭和22年4月30日からB事業所D支部にて勤務した。

厚生年金保険の記録を見ると昭和22年1月31日に加入となっているが、23年3月10日にEに採用されるまでB事業所に継続して在籍し、同事業所から給与が支払われていた。

申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和23年2月1日となっていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和23年3月1日となっている。

また、B事業所を管轄していた事業所が保管する申立人に係る人事記録によると、申立人は、当該期間においてB事業所で在籍していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和23年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、昭和 23 年 2 月の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、400 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、B 事業所を管轄していた事業所が保管する申立人に係る人事記録から、申立人は、当該期間において、B 事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 22 年 1 月 31 日に取得していることが確認でき、それ以前に申立人が同事業所において同資格を取得した記録は無く、当該期間において整理番号に欠番は無い。

また、申立人と同じく、昭和 21 年 3 月に A を修了し、同時期に B 事業所に採用された同僚 7 人のうち、6 人は申立人と同じ 22 年 1 月 31 日付けで同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、残りの 1 人も同月 1 日付けで同資格を取得していることから、同事業所では職員の採用後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 16 日まで
(A事業所)
② 昭和 62 年 12 月 29 日から 63 年 1 月 4 日まで
(A事業所)
③ 昭和 63 年 4 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
(B事業所)
④ 平成元年 4 月 1 日から 2 年 4 月 1 日まで
(C事業所)

昭和 61 年 3 月に A 事業所 (現在は、D 事業所) を定年退職となり、同年 4 月から E 職種として勤務した。同事業所には、昭和 63 年 4 月 1 日まで継続して勤務したが、61 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 16 日までの期間及び同年 12 月 29 日から 63 年 1 月 4 日までの期間について、厚生年金保険の未加入期間とされていることに納得がいかない。

また、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで B 事業所で、同年 4 月から 2 年 3 月まで C 事業所でそれぞれ F 職種として勤務したが、厚生年金保険の未加入期間とされていることにも納得がいかない。

いずれの期間も勤務していたことに間違いがないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間の事業所を所管していた事業所が発行した申

立人に係る履歴事項証明書から、申立人は昭和 61 年 4 月 7 日から 62 年 3 月 31 日までの期間において、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G 組合が保管する申立人に係る組合員の記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日から 62 年 4 月 15 日までの期間、任意継続組合員であることが確認できる。

また、D 事業所の社会保険事務担当者は、任意継続組合員の給与から厚生年金保険料を控除することはないと説明しており、法律では、健康保険の被保険者となったときは、その日から、任意継続組合員の資格を喪失すると定められている。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 62 年 12 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失、63 年 1 月 4 日に資格を取得しており、この記録は上記の履歴事項証明書の記録と一致していることから、当該期間において申立人が A 事業所に在籍していたことを確認できない。

また、A 事業所に係るオンライン記録において、当該期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、上記の履歴事項証明書から、申立人は、63 年 4 月 6 日から平成元年 3 月 31 日までの期間、B 事業所に F 職種として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の履歴事項証明書から、申立人は B 事業所で週 18 時間勤務の F 職種として勤務していたことが確認できるが、当該期間の従業員の 1 週間の勤務時間は 44 時間であり、日本年金機構は、「1 日又は 1 週の所定労働時間又は 1 月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱う。」と説明していることから、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではなかったものと考えられる。

申立期間④について、C 事業所が保管する申立人に係る人事記録から、申立人は、平成元年 4 月 6 日から 2 年 3 月 31 日までの期間、C 事業所に F 職種として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 事業所が社会保険の適用事業所となったのは、平成 4 年 4 月 1 日であり、当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、C 事業所が保管する申立人に係る人事記録から、申立人は、同事業所で週 9 時間勤務の F 職種として勤務していたことが確認できるが、当該期間の従業員の 1 週間の勤務時間は 44 時間であり、前述の日本年金機構の説明から、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことを確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。